

第十二回 参議院水産委員会議録 第十一号

昭和二十六年十一月二十七日(火曜日)
午後一時三十九分開会

委員の異動
十一月二十六日委員大野木秀次郎君辞任につき、その補欠として青山正一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	木下辰雄君
理事	
委員	
政府委員	
事務局側	
衆議院事務局側	
常任委員	岡 豊信君
常任委員	山本 圓吉君
常任委員	秋山俊一郎君
常任委員	玉柳 實君
常任委員	石原 勝信君
常任委員	林 達磨君
常任委員	高橋清三郎君
常任委員	小関 信章君
説明員	水産庁漁政部漁業調整第二課長 水産庁漁政部漁業調整第二課長補佐
○ 真珠養殖事業法案(衆議院送付)	本日の会議に付した事件

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員会を開会いたします。本日予備審査に付託されました真珠養殖事業法案を議題に供します。提案者に提案の理由並びに内容についての御説明を願います。

○衆議院議員(石原圓吉君) 提案者を代表いたしまして真珠養殖事業法案に対する提案理由を説明いたします。

我が国におきましては、古来より英が産出されるのでありますから、その事業を国策的に保護育成して、母貝生産者並びに養殖業者の経営の安定すると共に、輸出の振興により国民経済の発展に寄与せんとする次第であります。今この真珠の輸出高について見ますと、昭和二十三年には一億円程度であったものが、次の二十四年には七億円になり、昨年度においてはその倍以上である十五億という工合に、終戦後四分の一程度であつて、この程度では、到底歐米の需要に応じ切れないのが現状であります。そこで今後数か年後には、百億輸出を期している次第であります。而もこの真珠養殖事業は、自然力及び人工に最も多く依存する産業であつて、輸入資材その他は誠に僅少であり、輸出額の九〇%以上が取得外貨の純度で、我が国には誠に適切な産業であると存する次第であります。

○委員長(木下辰雄君) 提案者を代表いたしまして真珠養殖事業法案に対する提案理由を説明いたしました。

○衆議院議員(石原圓吉君) 便宜上徳林大臣は毎年真珠貝の施術数量目標を公表し、養殖事業者に対してもその年の事業計画を提出せしめ、これが指導を以て合理的な真珠の生産を期すとともに、品質の向上により優良なる真珠の増産を図り、又これがため必要なものに対し資金の斡旋もしようとすることであります。第二は、真珠貝の増産に関することであります。現在真珠養殖事業の最大の隘路は、その根本である母貝生産の問題であります。即ち漁業協同組合が生産する真珠貝の不足であり、且つ真珠価格の不安定に基づき母貝生産事業が十分に事業化しないことでありますから、真珠貝の増産を図り、組合事業として確立させるため、漁業協同組合の行う採苗事業、授石事業並びに母貝产地及び養殖場の底質改良事業に対し助成を行い、積極的な増産を行わしめ、且つ優良品種母貝の供給を指導せんとするものであります。第三は、真珠の検査と真珠研究所の設置であります。宝石として日本の真珠の品質を保持するため、国立の真珠検査所において検査をするようになり、又関係法令を改正し本事業の発展を期するため国立の真珠研究所を設け、又関係法令を改正し本事業の発展研究をすると共に、これが実効を期す以上が本法案を提出する理由及びその概要でございます。何とぞ慎重に御

次に本案の主なる内容について御説明いたします。第一は、母貝生産事業並びに養殖業の經營を安定するため、農業計画を提出せしめ、これが指導を以て合理的な真珠の生産を期すとともに、品質の向上により優良なる真珠の増産を図り、又これがため必要なものに対し資金の斡旋もしようとすることであります。第二は、真珠貝の増産に関することであります。現在真珠養殖事業の最大の隘路は、その根本である母貝生産の問題であります。即ち漁業協同組合が生産する真珠貝の不足であり、且つ真珠価格の不安定に基づき母貝生産事業が十分に事業化しないことでありますから、真珠貝の増産を図り、組合事業として確立させるため、漁業協同組合の行う採苗事業、授石事業並びに母貝产地及び養殖場の底質改良事業に対し助成を行い、積極的な増産を行わしめ、且つ優良品種母貝の供給を指導せんとするものであります。第三は、真珠の検査と真珠研究所の設置であります。宝石として日本の真珠の品質を保持するため、国立の真珠検査所において検査をするようになります。並びに真珠の珠の品質の向上を図り、輸出の促進と国民経済の発展となり、もつて真珠の輸出の促進とこれによる国民経済の発展とに寄与することを目的とする。「ここにあります通りに真珠貝とそれから真珠の珠を作ること、

○衆議院議員(木下辰雄君) 便宜上徳林大臣は毎年真珠貝の施術数量目標を公表し、養殖事業者に対してもその年の事業計画を提出せしめ、これが指導を以て合理的な真珠の生産を期すとともに、品質の向上により優良なる真珠の増産を図り、又これがため必要なものに対し資金の斡旋もしようとすることであります。第二は、真珠貝の増産に関することであります。現在真珠養殖事業の最大の隘路は、その根本である母貝生産の問題であります。即ち漁業協同組合が生産する真珠貝の不足であり、且つ真珠価格の不安定に基づき母貝生産事業が十分に事業化しないことでありますから、真珠貝の増産を図り、組合事業として確立させるため、漁業協同組合の行う採苗事業、授石事業並びに母貝产地及び養殖場の底質改良事業に対し助成を行い、積極的な増産を行わしめ、且つ優良品種母貝の供給を指導せんとするものであります。第三は、真珠の検査と真珠研究所の設置であります。宝石として日本の真珠の品質を保持するため、国立の真珠検査所において検査をするようになります。並びに真珠の珠の品質の向上を図り、輸出の促進と国民経済の発展となり、もつて真珠の輸出の促進とこれによる国民経済の発展とに寄与することを目的とする。「ここにあります通りに真珠貝とそれから真珠の珠を作ること、

○衆議院議員(木下辰雄君) 便宜上徳林大臣は毎年真珠貝の施術数量目標を公表し、養殖事業者に対してもその年の事業計画を提出せしめ、これが指導を以て合理的な真珠の生産を期すとともに、品質の向上により優良なる真珠の増産を図り、又これがため必要なものに対し資金の斡旋もようとすることであります。第二は、真珠貝の増産に関することであります。現在真珠養殖事業の最大の隘路は、その根本である母貝生産の問題であります。即ち漁業協同組合が生産する真珠貝の不足であり、且つ真珠価格の不安定に基づき母貝生産事業が十分に事業化しないことでありますから、真珠貝の増産を図り、組合事業として確立させるため、漁業協同組合の行う採苗事業、授石事業並びに母貝产地及び養殖場の底質改良事業に対し助成を行い、積極的な増産を行わしめ、且つ優良品種母貝の供給を指導せんとするものであります。第三は、真珠の検査と真珠研究所の設置であります。宝石として日本の真珠の品質を保持するため、国立の真珠検査所において検査をするようになります。並びに真珠の珠の品質の向上を図り、輸出の促進と国民経済の発展となり、もつて真珠の輸出の促進とこれによる国民経済の発展とに寄与することを目的とする。「ここにあります通りに真珠貝とそれから真珠の珠を作ること、

多いのであります。又は真珠の核を製造する業、真珠の核といふのは真珠の珠を形成する種の核、これはミシシッピー河の淡水の貝の貝殻を小さく珠にいたしまして、それを挿入するのであります。戰前は中国のどぶ貝を使つております。戦前は主にましたが、いろいろな關係上今は主にアメリカの淡水の貝の貝殻によつて核を作るのですが、この核を作る専門の業者もあります。又この業をするのは養殖業者もこれを兼業してやつておるのもあります。「真珠養殖事業者」とは、真珠養殖事業を営む者をいう。」

「いのち、これだけの真珠貝そのものを養殖する者、真珠の珠を養殖する者、真珠を加工する者、真珠の核を製造する者、これを総称して真珠養殖事業者と本法においては定義いたしております。その次、「施術数量目標の公表」第三条 農林大臣は、毎年、真珠養殖事業審議会の意見をきいて都道府県別及び核の大きさ別の真珠貝の施術数量目標を定め、公表するものとする。」

これは如何なる必要がありましてこういふことを農林大臣がやると申しますと、御承知の通りに、真珠の大なる製品はネックレスであります。ネックレスの生産といふものがこの生産の大部分であります。ネックレスは御承知の通りに婦人がネックにかけるものであります。が、ある大きさといふものは下のほうに大きい珠が一個あつて、それから順次小さくなつて頸にかける珠の連鎖であります。これは即ち大きい珠がたくさんでき過ぎて困るといふことはございませんけれども、小さい珠はたくさんできる、又作りやすい、一年もすれば小さい珠はたくさんできます。だんくと大きくなつて、そうし

て肝心な大きいやつになると非常に数量が少い。そういう關係上、ネックレスを作るにいたしましても、あり余るほど小さいものはたくさんあるけれども、肝心な大きい珠、最大のものでなくとも、それから順次小さくなるそれは非常に困る場合が多いのであります。まあそれが只今の現状であります。それで一つ農林大臣は施術の数量目標、而もそれは都道府県別及び核の大さき別に真珠貝の施術数量目標を定め、これを公表せよといふのであります。

「(計画の提出) 第四条 真珠養殖事業者は、毎年、省令の定めるところにより、その営む事業につき計画を定め、農林大臣に提出しなければならない。」

これはこういう義務を業者に負わせまして提出させるという義務を負わせるのであります。それからその次は、「(計画についての助言及び勧告並びに資金のあつ旋) 第五条 真珠養殖事業者は、前条の規定による計画を定めるについて、農林大臣の助言を求めることができる。この場合には、農林大臣は、必要な助言を行なうことができる。」

「(真珠貝の標準価格の公表) 第七条 農林大臣は、真珠貝の養殖を助長するため特に必要があると認めるときは、農林大臣の標準価格を定めて公表することができます。」

この標準価格を公表するときには、当該助言又は勧告に応じて真珠養殖事業を営む者に対し、當該事業に要する資金をあつ旋するものとすると、

綿花のごとく標準価格といふものを定めることは非常にむずかしいのであります。大体世界の情勢を鑑みて公示され、そういたしますると、農林大臣はそれに対し助言若しくは勧告を受けてやる。併しながらこの勧告は助言若しくは勧告でありますから命令ではありません。併しながらそれに対する勧告に応じ、併しながらそれに対する勧告に応じて、

の計画につきまして農林大臣が公表するときには、大体世界の情勢を鑑みて公示され、そういたしますと、農林大臣はそれに対し助言若しくは勧告を受けてやる。併しながらこの勧告は助言若しくは勧告でありますから命令ではありません。併しながらそれに対する勧告に応じて、

綿花のごとく標準価格といふものを定めることは非常にむずかしいのであります。大体世界の情勢を鑑みて公示され、そういたしますと、農林大臣はそれに対し助言若しくは勧告を受けてやる。併しながらこの勧告は助言若しくは勧告でありますから命令ではありません。併しながらそれに対する勧告に応じて、

綿花のごとく標準価格といふものを定めることは非常にむずかしいのであります。大体世界の情勢を鑑みて公示され、そういたしますと、農林大臣はそれに対し助言若しくは勧告を受けてやる。併ながらこの勧告は助言若しくは勧告でありますから命令ではありません。併ながらそれに対する勧告に応じて、

予算とは少し趣きが違つておるのじやないか、そういう意味で状況がどうなりましょとも、これは要求通りの人間は或いは残えないかも知れませんが、或る程度のものは、可能性があるのではないか、こういうふうに考えます。

○松浦清一君 よくわかりましたが、今までも関連のあることですけれども、新らしい法律だけを生みつ放しでその事務機構を整理しないで、仕事が中途半端になるといふようなことのないようだに、予算に関連してその点は十分御高配を願つておきたいと思います。

○玉柳實君 現在真珠養殖事業の行われております主な都道府県、それから事業者の数、その生産高等を参考のためにお知らせ願いたいと思います。

○説明員(高橋清三郎君) 詳細な資料を置き忘れて参りましたので、ちよつと今、手許にありませんが、結局ラウンド・ナンバーになると思いますが、主な県は三重県、これが大体総生産額の七割以上を占めています。その次は長崎であります。

○玉柳實君 量はわからないのですか。

○秋山俊一郎君 それは従業者ですか、業者ですか。
○説明員(高橋清三郎君) 失礼いたしました。業者数でござります。
○松浦清一君 生産量は……。
○説明員(高橋清三郎君) 生産数量は約一千貫でござります。このうちの約七百貫が三重県の生産でございます。残りの二百五十貫が長崎の生産でござります。あと五十貫が先ほど申上げました数府県の合計生産数でござります。

○玉柳實君 今の生産金額は……。
○説明員(高橋清三郎君) 生産金額を申し忘れましたが、昨年の生産金額は、これは輸出金額で申上げますと、十五億円でございますが、このうちには実は過年度生産のものが若干含まれておりますので、多少違違があると思いまが、大体一致していると思います。そうしますと平均五百円程度になりますから、先ほど申上げました各原別の生産数量から大体平均して各県別の生産金額も出て来るはずだと思います。

○委員長(木下辰雄君) 内地の販売高は……。

○説明員(高橋清三郎君) 内地の販売高は総生産額の五分未満でございま

○ 説明員(高橋清三郎君) 関連いた
まして、母貝の現在の生産数量を申
ますと、戦前は大体平均しまして、一
十万貫、年間三十万貫程度の生産がな
ざいました。現在は約八万貫程度でな
ざいます。このうちの約五万貫が三重
県の生産でござります。残りの一二十万
千貫程度が長崎県の生産数量でござ
ます。あと五千貫がその他の関係府県
において少量ずつ生産されておりま
す。

○ 松浦清一君 あの先ほど二十五年度
一千貫と私承わつたように思つたの
ですが、これは間違いでですか、一千
貫……。

○ 説明員(高橋清三郎君) さようで
す。一千貫でござります。それは珠の
生産でござります。

○ 松浦清一君 今おつしやつたのは目
ですか。

○ 説明員(高橋清三郎君) 母貝です。

○ 松浦清一君 これは内地だけです
ね。それから戦前南洋か、何群島とい
うか知らないが、あの辺に大分三重県
あたりは出ていましましたね。それはどの
くらい取つておりましたか。

○ 素識院議員(石原國吉君) これは俗
に蝶貝と申しまして、全然三重県など
に産する真珠の貝と大きさでも質も違
うのであります。貝の大きさも大きいのであ
ります。数字から申しますると、極く
僅かであります。戦前最高の場合に、
先ず貝の数量で一万貫、価格におきま
してもその当時の二十万円内外であつ
たかと思います。その後の状況はわか

は三重県の御木本は、三重県の御木本がこの真珠養殖をやめております。私、見ましたが、そこで統計はわかりませんか。

○委員長(木下辰雄君) バラオの様は御木本で秘密にしておりますので、くわりませんが、併し實際にはここで珠ができたことは確實であります。が、御木本の事業としては實際には敗に終つたということがはつきりしておりますので、大した問題には考えないであります。

○松浦清一君 恐縮でございますが、今バラオとかその方面に真珠貝を採る所に行くということは今できないわけですね、現在は。

○説明員(高橋清三郎君) 別に不可能ではありませんが、ただ現在司令部の許可を得て行つておるものは一艘とございません。

○松浦清一君 これはマツカーサー、ラインがなくなつて、日米加の漁業協定が進んでいるが、そらするとどこかの国と漁業協定をやらなければ行けないものなんですか、やらなくても行けるものなんですか、マツカーサー・ラインがなくなりますと。

○政府委員(山本豊君) 私は、私個人の意見ですが、それは一応漁業協定とか何とかいう問題ではなく、ラインがなくなれば事實上は行けるのではないのか。併し實際問題としまして、或いは南方あたりで、一例を申上げますと、藻洲あたりでそれらに対しても非難的

か
け
が、その向うの出方によつてその占
協定問題も或いは出来来るかも知れ
せん。出来てもこれは程度次第で
実上は行けることになるのではないか。
現在まだこれははつきりしないで
ですが、先ほど石原さんの御話があつ
ましたように、実績を持つておる和
山方面とか二、三の所がその司会所
の許可があれば現在でも行けるわけ
ですから、そういうものは多少あるや
す聞いておられます。

○松浦清一君 そうすると、マツカ
サー・ラインがなくなれば、日本の
主権が回復をすれば、若しあの方面で
真珠貝を探りに行きたいという業者
あつて、許可申請を農林大臣に出す
いうことになれば許可しますか。

○政府委員(山本豊君) その点は今
個人的にはつきりとしたことはちよ
と申上げかねるのでございますが、
これは建前としては不可能でないと思
ます。併しいろいろ影響するところ
ありますようから、そういうやは
情勢判断で、例えば外務省筋あたりで
一応その意向を打診するとか、何と
いうような方法を講じて問題を起さざ
いようにして考え方なればなるまい、
かのように思います。

○衆議院議員(石原國吉君) 只今お聞
かの点は、今度の漁業協定の実績と
う問題に深い関係があると思うのです
ります。そういう点からも今回の漁業
協定が非常に重要視されなければなら
んと思うのであります。それはバラ
には私の県の中村藤四郎といふものが
あそこの開拓者であります。約三十年
以上運営してやつておきましたので、

なればならん。こういう建前をとつておる次第であります。

○秋山俊一郎君　一応の御計画に対する見通しはわかりますが、大体真珠を手らへ、二三ヶ月のうちに各県が同

作るといつたしましたが、この名前が同じように同じものを作るということはなか／＼むずかしいと私は存じます。

場所によつては今お話をのように、非常に色沢のいい漁場もありますし、又母貝によつて大きい珠を生産し得ること

るもあります。大きい珠を作るとすれば、母貝の関係も考えなければならぬし、なか／＼一様には行かない。従つ

て大きな珠、而も光沢のいい珠、形のいい珠になりますれば、非常に高いことになる、小さい珠の何十倍、何百倍

業者は恐らくいい珠を作ることに、然
るべく、珠の仕事は、

もしも珠はよく売れるのであるならば、それに意を用いることは、私は当然だと思うのだが、それがなか／＼思

うように行かないところに今日の現状があるのではないか。従つてここに農林大臣がそれ／＼目標を示して見て

も、果して目標通りできるか、目標通り作らせるということになれば、それ

ばならん、単に金融面だけではいけないので、漁場というものを考えなければならない。朱二作今漁業制度の改革

はならない。死に物語る制度の改革によつて、漁場の問題はいろいろむづかしくなつておりますが、そういう面

も考へなければならんところへ持つて
来て、この机上でこういう法律を作り
まして、果してその効果がどれだけ出

て来るか、これには先ほどお話をありましたが、大きな資金の裏付けが必要ではないか、その資金がはつきりと出て来なくて、ただ斡旋する程度じやなから

なむずかしい、どこかの銀行からそれを対してぐんぐん出してやるといふところは勿論行きますが、中小のほうになりますと、なか／＼そうは行かないと思うので、こういうふうに形はないと思ふので、こういうふうに形は心配するわけあります。その辺はどういうようなお見込みですか。

○衆議院議員(石原國吉君) その点は至極同感であります、この真珠事業法を作るか作らんかというときに起きまして、養殖業者も資金の大きさ、力の強い者もある零細な者もある、現在でも大小七百人くらいの養殖業者があるのであります、これらの意見は最初はまち／＼であります、なかなか統一がとれなかつた、又それと同時に母貝の生産地、いわゆる漁業協同組合、この漁業協同組合におきまして、これはそういう真珠事業法ができるならば、このほうに独占されて、母貝の利益は皆養殖業者に取られるのではないかといふので、このほうも相当議論があつたのであります、そのため數ヶ月を費やしたのでありまするが、結論におきましては、養殖業者と母貝の生産をするところの漁業協同組合は共存共榮で、不可分のような関係で進むことが、この真珠事業を生かし、又真珠の増産を図るゆえんであります、こういうことに結論がなつたのでありますて、この事業法なるものは、単に養殖業者の問題のみではないのでありますて、母貝を完全に生産する、その生産する母貝最も優良なものでありますて、この事業法なるものは、

橋君より説明しましたように、最近は四、五万貫しか貝ができないのでありますて、戦前には三十万貫以上もそれたものが、それが四、五万貫しかそれない、而もそれがこのままに置けば漬滅してしまう、それを生み出すところの母貝ができなければ、これは一つの事業にならないのでありますて、どうして母貝を、所要量を先づ作り、そしでそれを合理的に珠を作る原料とするということにせねばならんということに、そう両者の意見が一致したのであります。而もこの母貝を生産するいわゆる漁業協同組合の組合員は三重県及び九州その他を合せると約一万人、五千人になると思うのであります。これらの者は母貝の生産によつて生活を支えて行くという立場にあるのでありますから、これと養殖業者とが共存共榮でやるということにおいて、本当の効果が挙がると、こう見ておるのではあります。又珠の優良なものは大きいのは一個四、五万円、今年もそれくらいの、ただ一個の珠が四、五万円のものができたのであります。そういうものののみできたならば、我々の予想のではあります。又珠の優良なものは、いくつも適當な最も優良なるいわゆるネットクレスといふものが犠牲になるということが起つたならば、これを日本においては価格を維持して輸出するといふことにおいて理想的な真珠事業が

完成すると、こう考えておる次第であ

○秋山俊一郎君　真珠養殖というものが
ります。

は、そう古いものではないので、眞円
眞珠の形成法が西川氏によつて発見さ
れて来てから盛んになつたわけなんで

あります。私が言うまでもなく初めのうちは随分余裕があつて各地にでき

て来て発達して來たものでありますけれども、最近になりましては漁場と母貝というものが関連しなければ、これ

は絶対に成立たん。で漁場があつても母貝がなければ駄目なんだし、母貝があつても適当な漁場がなければ、これ

はいけないといったようなことで、漁場そのものは恰好においてはいいが、母貝が悪うようにならぬと、どうの

で、むしろ今日では母貝の争奪といつたような恰好になつて来ておるのではな。生の二三つは三重貝の争奪

ないか、頑丈でまあ私は三重県の事情をよく存じませんが、聞きます」というと、三重県などには非常なまあ小さな養

殖業者がたくさんあつて、そうして魚の目玉みたいなものを出して行くために、価格も暴落するといふような傾向

にあるといふことは、曾つて伺つたことがあります。こういつたような法律を以てこの事業を助成し援助するとい

うようなことになるならば、その業者を或る程度整理して行くというふうな御意図はないものでありますか、この

○衆議院議員(石原國吉君) それは今
点お伺いします。

度の漁業法によりまして、いわゆる生産組合というものが作られておることになつております。そして、養殖業

者の零細なものは、生産組合を作つて、そしてその団体の力でやつて行くことができるのですからして、そ

卷之三

いう傾向はぼつゝ出現しつつあるわけであります。そうならんものでも、御承知のように、従来の真珠養殖場と称する海底は漁業協同組合が所有しておつたものでありますし、今回の法律の改正によつて養殖業者が漁業協同組合の権利を引継ぐことになつたわけであります。従つて、この海底の附近の海底は母貝の生産地であり、その附近が養殖場ということになつておるのでありますまして、そういう関係からも非常にに密接でなければならんのです。が、そこの漁業者が、一部が養殖業を始めて、それが生産組合若しくは申合組合にして、二十人、三十人ずつの協同組合で経営をする傾向になつておりますので、今日のところ零細な養殖業者が虐待されるとか、資本的に困るから、そのためには養殖といふよろな虞れはないようすに思ひであります。ただ一部今日でも恐れることは、大きな真珠養殖業者が真珠のブローカー、売買も兼ねておつて、それらの人たちが真珠の相場を左右するような傾向があつたのでありますて、そういう場合には、非常にこの法律が必要である。そういう意味を感じておるのであります。

きまして、極くこのいわゆる從來の専用漁業権の中の、そのうちの何分のいかが真珠養殖に適当なる水面であります。その水面の大部分は養殖業者に許可、認可される前にあります。その問題はまだすべての漁業権が海区調整委員会において大体決定されただけれども、真珠に関する養殖場といふ水面は、これから海区調整委員会において決定すると、こうしたことになつておるのであります。その一漁業組合の専用漁場内の何分の一かは、所によつて養殖業者に許可が與えられるといふ実情になつております。

○玉柳實君 ちよつと伺いますが、最近

、真珠養殖事業が不振に陥つておるというお話をございましたが、その原因は、主としてどういうところにあるのでござりますか。一面相当海外の需要もあり、この養殖事業は利潤が上つておるのではないかと伺つたこともありますのでござりますが、その実情はどうなつておるのでござります。

○衆議院議員(石原國吉君) 真珠事業

は純良なる珠は満四年乃至三年間海の中に貝に核を入れて吊るしておかなければいかんのであります。そういう関係から終戦後始めてまだ年月がたたないでの本格的な珠の取入れ及び販売となる時期には至つていないのであります。多分明年、明後年頃から相当の量の終戦後に操業した貝が取上げることになるという実情であります。

○玉柳實君 この法案の全体を通じま

して真珠養殖事業の企業の自由性とい

うものは如何に規制しておらないよう

思ひます。強いて言えば国營

検査を受けたものでなければ輸出がで

きないといつだけ、その他の面では

全く自由企業を認めておるわけであ

ります。そうありますれば、助長行政

の一環として行政的な指導を加え、予

算的な措置を講じて行くならばほどこ

うものであります。終戦後諸物価が高く

なつたのにつれて、真珠の養殖に必要な

ところのいわゆる、とたん、針金で

作つたところの金網、或いはそれを吊

るところの筏の設備、それから櫛で操

縦する船の価格の向上等、そういうよう

な点で非常に一個の単価が、養殖する

単価が非常に高くなつて、そのため

資金的に養殖業者は苦心をする、こう

いうことになつておりますが、その

ために真珠養殖事業が振わないとい

うことであります。本年でも

約五万貫の母貝を生産しましたが、こ

れが十萬貫あつても養殖業に母貝が消費されるところの大勢であります。今

日の一番困ることは諸物価の騰貴に付けて資金が多くを要する、それに母貝

が少い、こういうわけで活潑なる経営

ができないというのが実情であります。

○玉柳實君 そうしますと、現在では利潤は相當上つておるのでございま

す。

○衆議院議員(石原國吉君) 利潤は実

ればいかんのであります。そういう

関係から終戦後始めてまだ年月がたた

ないでの本格的な珠の取入れ及び販売

となると固く信じておるのであります。

○玉柳實君 これは日本

の生糸に次ぐ外貨獲得の対象物であ

るといふと、只今青山さんの

申された罐詰であります。罐詰がよい

例であります。罐詰を作つて、そらしてそれを日本人

に税を課するような阿呆なことをさ

せつておる。これは大きな実例であります。

○衆議院議員(石原國吉君) ほかにこ

ういう例があるかないかといふことは、まだ実は調べた上でやつたのでございませんけれども、この法案なるもの

は真珠そのものを優良なものを多く作

りしておるのであります。いわゆる普通の便段より安く投売りをしなくともよいように

するということ、品質を向上せしめる

ため、そらしてそのものを安く、安く

産をする所は微々たるものであります。

○衆議院議員(石原國吉君) ほかにこ

の国内においてそれを維持すべき方法を考究しなければならない。それにはどういうふうな方法を講すべきか、或いは種々なる問題があるでしょう。ただ残念なことは從来は一、二の資本家によつて独占されておつた。最近に至つてはいろいろ三重県その他を中心としている人々が真珠業をやる人たちが殖えて來た。この人たちのいわゆる海外における真珠の信用、或いは真珠の宝石としての価値を価値付けるためには、国内において何らかの方法を講じなければならない。これは恐らく一般的常識だろうと思う。それについてはどうすればいいかという意味において真珠業の養殖事業法というものが出たから、その問題は折角、こういうものができてもその裏付となるところのいわゆる資本或いはそういう金融的処置を全国でなすべきであるか、或いは団体においてそれを補助して行くべきかというような問題について、相当養殖事業法の効果的な価値というものを論ぜらるべきであると思うのであります。秋山委員の説と私は又別な考え方から、飽くまで日本の国産の真珠は世界に類のないところの宝石として、そしていわゆる世界のマーケットにおいてマーケット・プライスを確立する方法にするためには、国内におけるところの養殖事業という問題はどういうふうに持つて行くべきか、どういうふうに持つて行つたらば国際価格を維持できるか。ダンピングを防ぎ、そして不正な取引を防ぎ、なお且つこの養殖事業に従事する人たちのいわゆる向上を図り、そして十分に国際的な価値を維持する方法を講ずるのがこの事業法の主

体であると私は思っています。でありますから、私は今日の途中から参りまして石原さんの御説明を十分承わりませんのですが、これはよほど慎重に審議しまして、できるならば効果的な法律にしたい。そして実際苦しんでいるところのたくさんのがんばる者に対して、國は何らかの方法において金融の裏付をしてやらなければ、国際マーケットにおいて現在ダンピングされつつあるところのアメリカの市場、或いはヨーロッパの市場において、もう日本の真珠というものは養殖真珠というのじやなくて、イミテーションの真珠と変りがないのだ、一山百文だ、そういうふうに売出されるといふこととは、日本の国策上からも甚だ悲しむべきことでありますから、この真珠養殖事業法というものに対するは慎重に考えて、どうしたらこれが効果的になるか、どうしたならば農林大臣がこの法律を本当に生かすために金融の措置をどうやって見たときに非常に物足りない点があるのです。これはむろんはつかりと語つて欲しい。「あつ旋するもの」とする。」というよりも「あつ旋しないなければならない」というくらいの力強いものを持つて行かなければ、国際市場における日本の真珠の価値といふものは今後といえども或いは下落の一歩を辿つて行くならば、国際市場で下落するということは、国内市場における立場、生産者といふものは、結局疲弊困憊に陥つて真珠の価値といふものはなくなつてしまふ。どうしたならば国際的なないわゆる真珠の価値を維持し、且つ又日本の今後ににおけるところの真珠業の発展に寄与するかというこ

とを私は十分に各委員からも研究して頂きたいと思うのであります。私はこの全文を見たときに少し弱いのじやないかと思いました。もつと強く国策として、これは通産省並びに農林大臣打つて一丸として日本の真珠の成果を維持する方法を考えて頂きたい。私はこの点を要望して止みません。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめて……。
〔速記中止〕

○委員長(木下辰雄君) 速記を始めて下さい。

本日はこの程度で散会いたしたいと思います。明日午後一時から更にこの法案について審議いたしたいと思います。本日はこの程度で散会いたします。

午後二時三十六分散会

十一月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、水産業等の融資に関する請願
(第一一二二九号)

入会操業を北海道海区入会操業を大海区制とするの請願
(第一一二三〇号)

第一二二九号 昭和二十六年十一月十九日受理

紹介議員 石原幹市郎君
請願者 福島県郡山市議会議長 福内和介

水産業等の融資に関する請願
(目的)
真珠養殖事業法案
真珠養殖事業法案
第一條 この法律は、真珠貝及び真珠の養殖を助長し、並びに真珠の品質の向上を図り、もつて真珠の輸出の促進とこれにより国民経済の発展とに寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「真珠養殖事業」とは、真珠貝若しくは真珠を養殖し、真珠を加工し、又は真珠の核を製造する事業をいい、「真珠養殖事業者」とは、真珠養殖事業を営む者をいう。

第三条 農林大臣は、毎年、真珠養殖事業審議会の意見をきいて都道府県別及び核の大きさ別の真珠貝の施術数量目標を定め、公表するものとする。

〔施術数量目標の公表〕

第一二三〇号 昭和二十六年十一月十九日受理

〔計画の提出〕

第四条 真珠養殖事業者は、毎年、省令の定めるところにより、その營む事業につき計画を定め、農林大臣に提出しなければならない。(計画についての助言及び勧告並びに資金のあづけ)

第五条 真珠養殖事業者は、前条の規定による計画を定めるについて、農林大臣の助言を求めることができる。この場合には、農林大臣は、必要な助言をしなければならない。

第六条 農林大臣は、第三条の規定により定めた目標を達成するため必要があると認めるときは、真珠養殖事業者に対し、前条の規定による計画の変更について勧告することができる。

第七条 農林大臣は、第一項の規定による助言又は前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該助言又は勧告に応じて真珠養殖事業を営む者に対し、当該事業に要する資金をあづけるものとする。

〔真珠貝の養殖事業者に対する助

成) 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

一 真珠貝の種苗の生産並びに真珠貝の稚貝及び成貝の育成

二 真珠貝の生息場所の底質の改良

(真珠貝の標準価格の公表)

第七条 農林大臣は、真珠貝の養殖を助長するため特に必要があると認めるときは、真珠貝の標準価格を定めて公表することができる。

(真珠の検査)

第八条 真珠(真珠製品に用いた真珠を含む。)は、省令の定めるとおり、国の真珠検査所の検査を受け、その結果を省令で定める様式により表示したものでなければ、輸出してはならない。但し、標本用その他農林大臣が定めたときは、この限りでない。

(聴聞会)

第九条 前条の規定による検査の決定に關し不服のある関係業者その他利害關係人は、農林大臣に、聴聞会の開催を請求することができる。

2 農林大臣は、前項の請求があつたときは、聴聞会を開いて、不服の事由を審査し、前条の規定による検査の決定が不当であると認めることは、真珠検査所に再検査を

させなければならない。

(検査手数料)

第十一条 第八条の規定による検査を受けようとする者は、真珠一匁につき三十円の範囲内において省令で定める額の検査手数料を国に納めなければならない。

(報告の徵収及び立入検査)

第十二条 農林大臣は、必要があると認めるときは、真珠養殖事業者から第四条の規定による計画の実施その他必要な事項に關し報告を求める、又はその職員に、真珠養殖事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、真珠若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(真珠養殖事業審議会の設置及び権限)

第十三条 この法律の規定によりそ の権限に属させた重要事項その他真珠養殖事業に関する重要な事項を調査審議するために、農林省に真珠養殖事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織等)

第十四条 第八条の規定による計画の実施は、非常勤とする。

附 则

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に代行する者を定めておかなければならぬ。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各号に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(罰則)

第十四条 第八条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下又は五万円以下の罰金に処する。

1 第四条の規定による計画に虚偽の事項を定めて、これを提出した者

2 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

3 第七条の五の次に次の二条を加える。

4 第七条の六 真珠検査所は、真珠の検査を行つ機関とする。

5 第七条の六 真珠検査所の名稱及び位置は、左の通りとする。

6 東京真珠検査所 東京都
神戸真珠検査所 神戸市

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第八条

から第十条まで、第十四条、第十六条中第十四条の違反行為に関する部分の規定の施行期日は、昭和律第七十八号の一部を次のように改正する。

2 水産庁設置法(昭和二十三年法

律第七十八号)の一部を次のように改

27年6月30日までの間において、政令で定める。

(水産庁設置法の改正)

3 真珠貝に関する試験、研究及び調査

4 真珠貝の優良な種苗の生産及び配布

5 真珠貝の種苗の生産技術及び養殖技術の普及

6 真珠貝の養殖の密度その他真珠の養殖事業審議会(以下「審議会」といふ)の権限に属させた事項を調査審議すること

7 真珠に関する試験、研究及び調査

8 真珠研究所は、三重県に置く。

9 真珠研究所は、農林大臣は、真珠研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に真珠研究所の支所を設けることができる。

10 真珠研究所の内部組織並びに支所の名稱、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

11 真珠研究所の内部組織並びに支所の名稱、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

12 真珠研究所は、農林省令で定める。

13 真珠研究所は、農林省令で定める。

14 真珠研究所は、農林省令で定める。

15 真珠研究所は、農林省令で定める。

16 真珠研究所は、農林省令で定める。

17 真珠研究所は、農林省令で定める。

18 真珠研究所は、農林省令で定める。

19 真珠研究所は、農林省令で定める。

20 真珠研究所は、農林省令で定める。

21 真珠研究所は、農林省令で定める。

22 真珠研究所は、農林省令で定める。